アセットオーナーとしての
さらなる運用力の強化へ

令和６年９月

地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials

なぜ運用力の強化が必要なのか

■ 地共連は、地方公務員共済制度の一翼を担う組織であり、約35兆円（令和５年度末時点）の年金積立金を運用する公的年金のアセットオーナー

■ 受託者責任の観点から、社会経済環境の変化や年金制度の改正等に適切に対応するとともに、アセットオーナーに対する期待の高まりを踏まえ、運用力の強化に不断に取り組む必要

年金制度の安定的な運営

- ✓ 地共連は、地方公務員・自治体から拠出された保険料を財源とする年金積立金を運用
- ✓ 安全かつ効率的な運用を行うことにより、将来にわたる年金給付の安定に貢献

資金運用を取り巻く社会経済環境の変化

- ✓ 経済環境、市場環境（景気サイクル、物価動向、各国の金融政策の動向等）
- ✓ 世界の人口、産業などの構造変化
- ✓ 気候変動
- ✓ 地政学リスク
- ✓ サステナビリティ（持続可能性）の考慮　等

インベストメントチェーンにおけるアセットオーナーに対する期待の高まり

✓ 政府の資産運用立国の取組

- ➢ アセットオーナー・プリンシプル
- ➢ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版
  - – 取組方針の策定要請
    〔盛り込むこととされた内容〕
    ・運用対象資産の多様化の推進
    ・スチュワードシップ活動への取組
    ・運用担当責任者（CIO）の設置を含めた専門人材の登用・育成等

運用力の強化 運用体制の充実

- ✓ 受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む

(1)地共連の運用力強化
　①運用方法・業務運営
　　・ポートフォリオの適切な管理
　　・優良な運用機関の選定・管理等
　　・オルタナティブ投資の推進
　　・運用リスク管理の高度化
　②ESG投資・スチュワードシップ活動
　③情報発信の強化
(2)地共済全体の協力・連携の推進
(3)運用力強化の基盤となる組織・人員の体制整備等

ポートフォリオの適切な管理

CIO

■ 地共連の資金運用は、法令の規定に基づき、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理することで、長期的な観点から安全かつ効率的に必要となる運用利回りを確保する仕組みの下で行っている

■ 日々、資産構成割合の基本ポートフォリオからの乖離状況を確認しつつ、適切かつ円滑なリバランスを実施し、適切なリスクコントロールとリターンの確保に努める

各資産の時価変動による基本ポートフォリオからの乖離　→　基本ポートフォリオからの乖離を是正（リバランス）

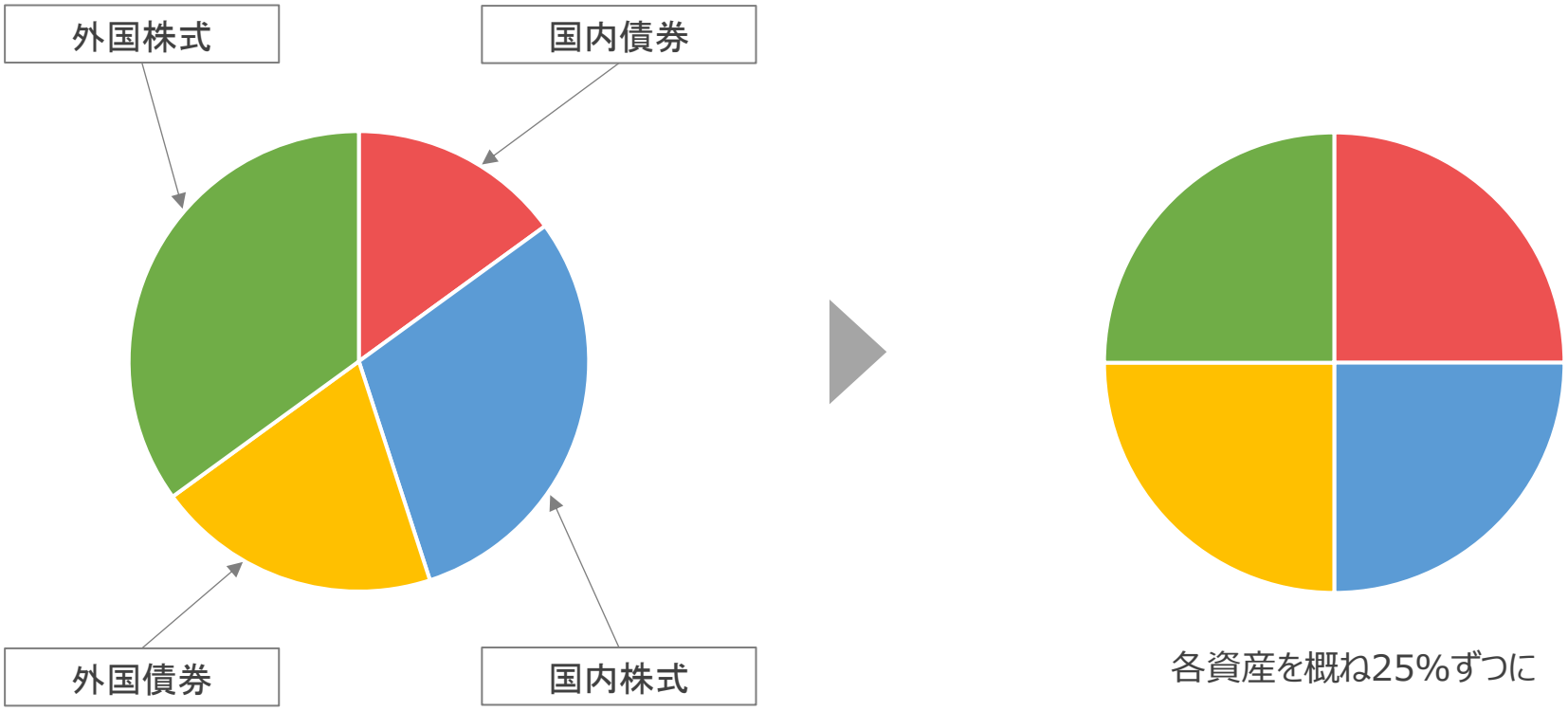

新興運用業者も含めた優良な運用機関・ファンドの選定・管理等

■ 地共連は、法令上、株式の直接取得ができないことなどから、積立金の大部分を運用機関との投資一任契約により運用

■ 新興運用業者を含め、優良な運用機関を選定し、パフォーマンスの向上に取り組む

④パフォーマンス不振のファンドの入替え

①マネジャー・エントリー制

✓ 運用機関からファンドの登録を受付

✓ 随時優良なファンドを採用する機会を確保

➢ 運用機関の運用資産残高や提案プロダクトの運用年数の数値基準を撤廃

~~・運用資産残高1,000億円以上~~
~~・運用期間が3年以上~~

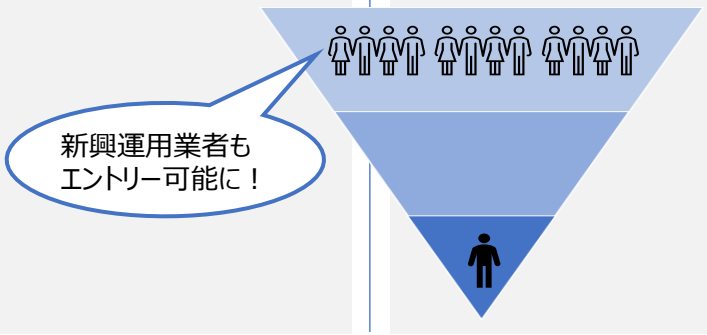

②ファンドの選定・採用

✓ パフォーマンスや運用哲学等を評価して、運用スタイル（※）の分散等を総合的に勘案

（※）投資を行う際に基本となる考え方や手法のこと。（例）株式のバリュー型、グロース型など

➢ 外部の知見やデータ等の活用手法について検討

③ファンドの管理

マネジャー・ストラクチャー（運用受託機関の構成）

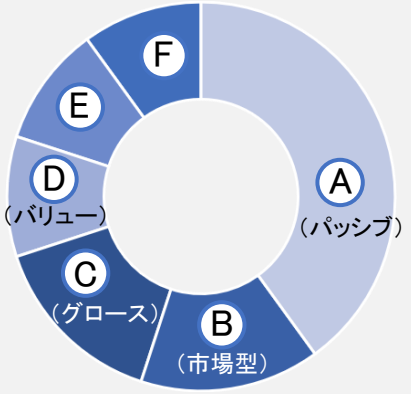

➢ 必要に応じて、適切な運用スタイルの分散について検討

ファンドの評価

✓ 総合評価
　毎年度、中期的なパフォーマンスの定量評価と銘柄選択プロセスの有効性等に関する定性評価を組み合わせて評価

✓ 評価結果に基づく対応
　委託ファンドの入替えや委託金額の追加及び減額を実施

✓ 付加価値に応じた報酬
　超過収益の獲得を目的とするアクティブ運用には成功報酬制を適用

オルタナティブ投資の推進

CIO

■ 地共連では、分散投資の一環として、オルタナティブ資産の「中期投資計画」を策定し、時間分散を図りながら投資

■ 投資残高を令和５年度末時点（3,704億円）から令和11年度末には２倍以上とすることを目標に着実に積み上げ

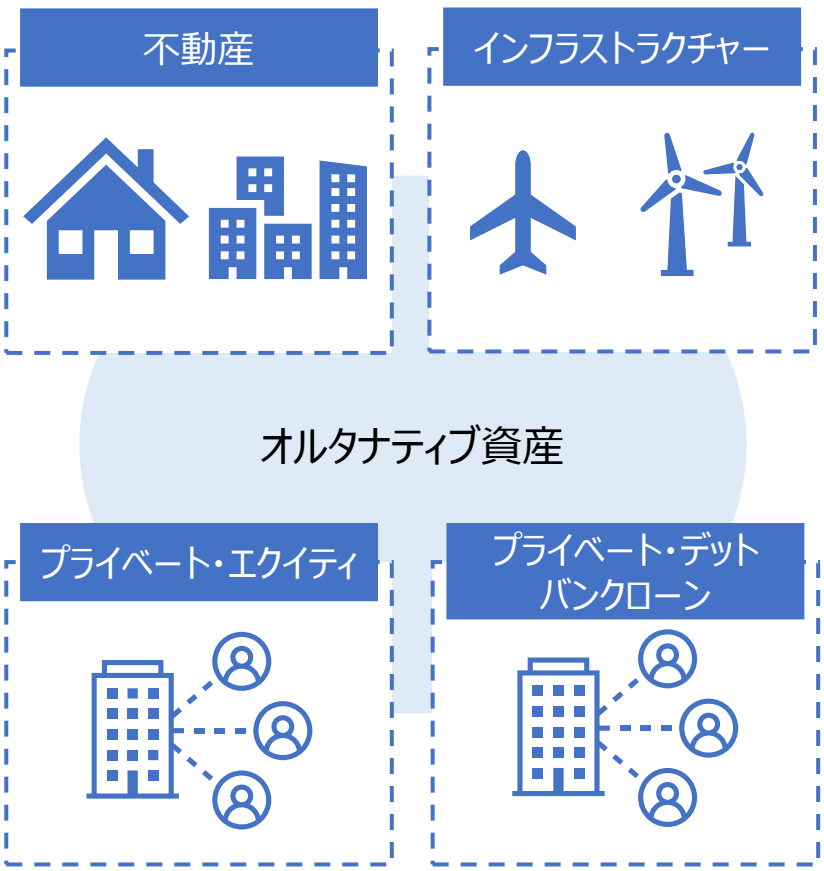

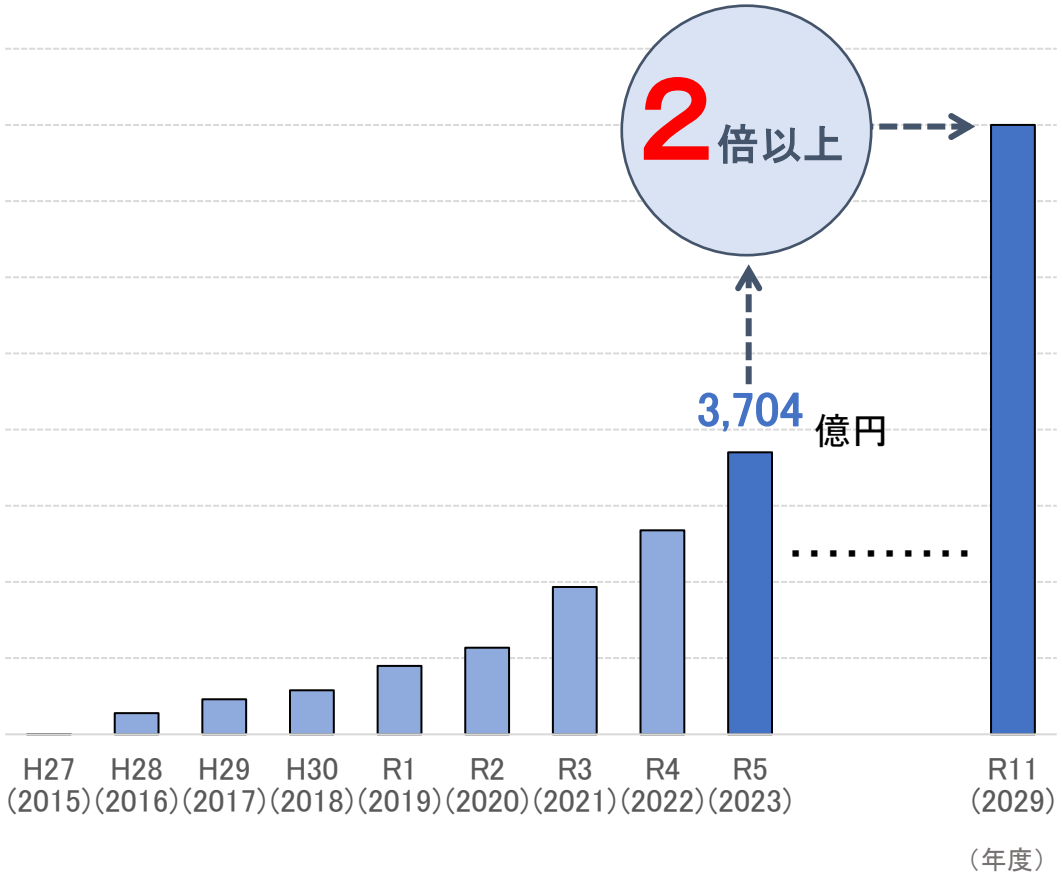

運用リスク管理の高度化

- 地共済及び地共連の資産全体、各資産、各運用受託機関等について、各種リスクの管理を適切に実施
- 地共済の各組合等のリスク管理状況等についても、定期的にヒアリングを実施するなど、安定的な運用に資する取組を検討

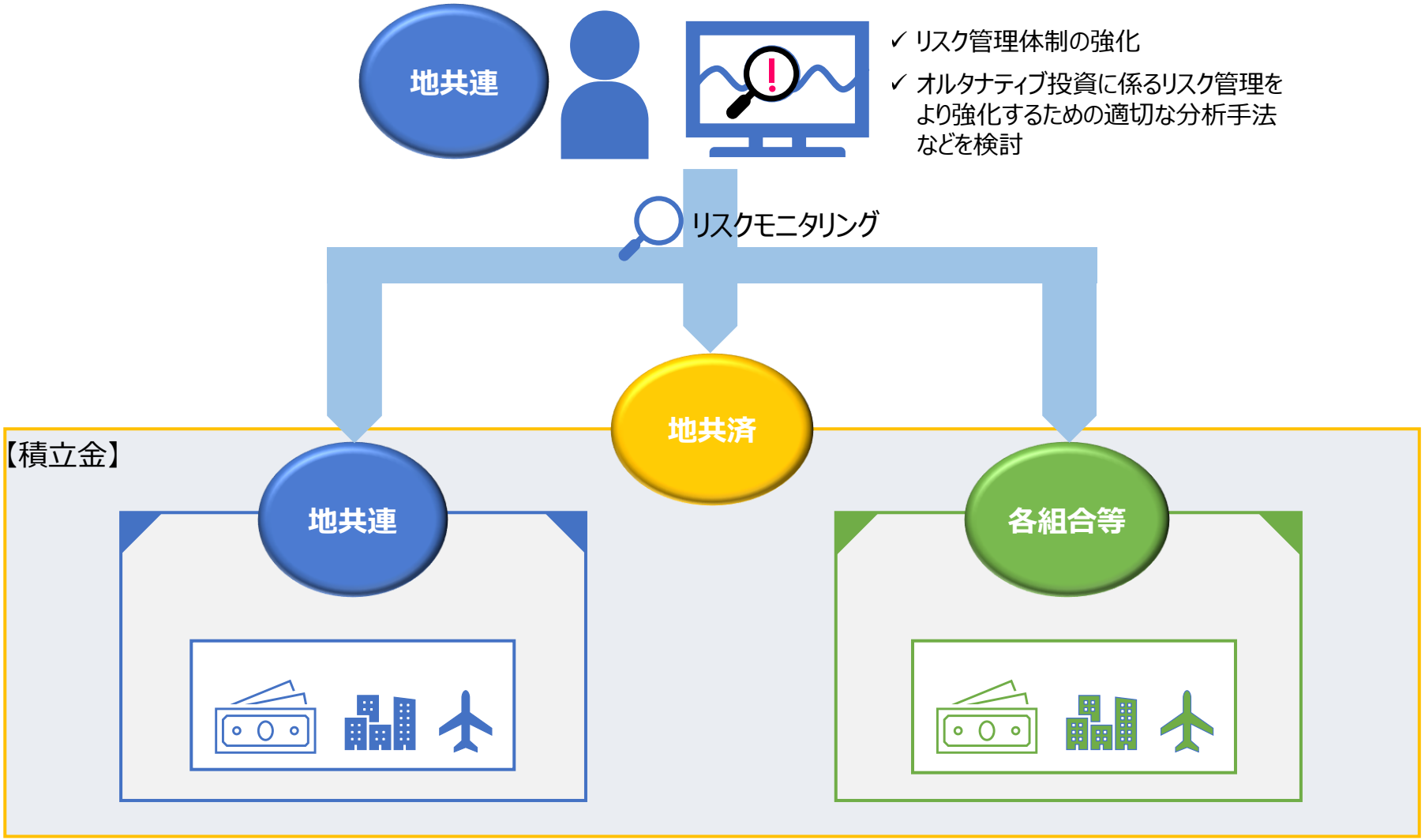

ESG投資

■ ESG投資（組合員等の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資）について、PRI（※）のネットワークなども活用しながら、引き続き、ESG投資に係る最新の動向を把握し、必要な取組を検討、実施

※Principles for Responsible Investment。機関投資家等が投資行動等において、ESG課題を考慮することを求める国際的なネットワーク。

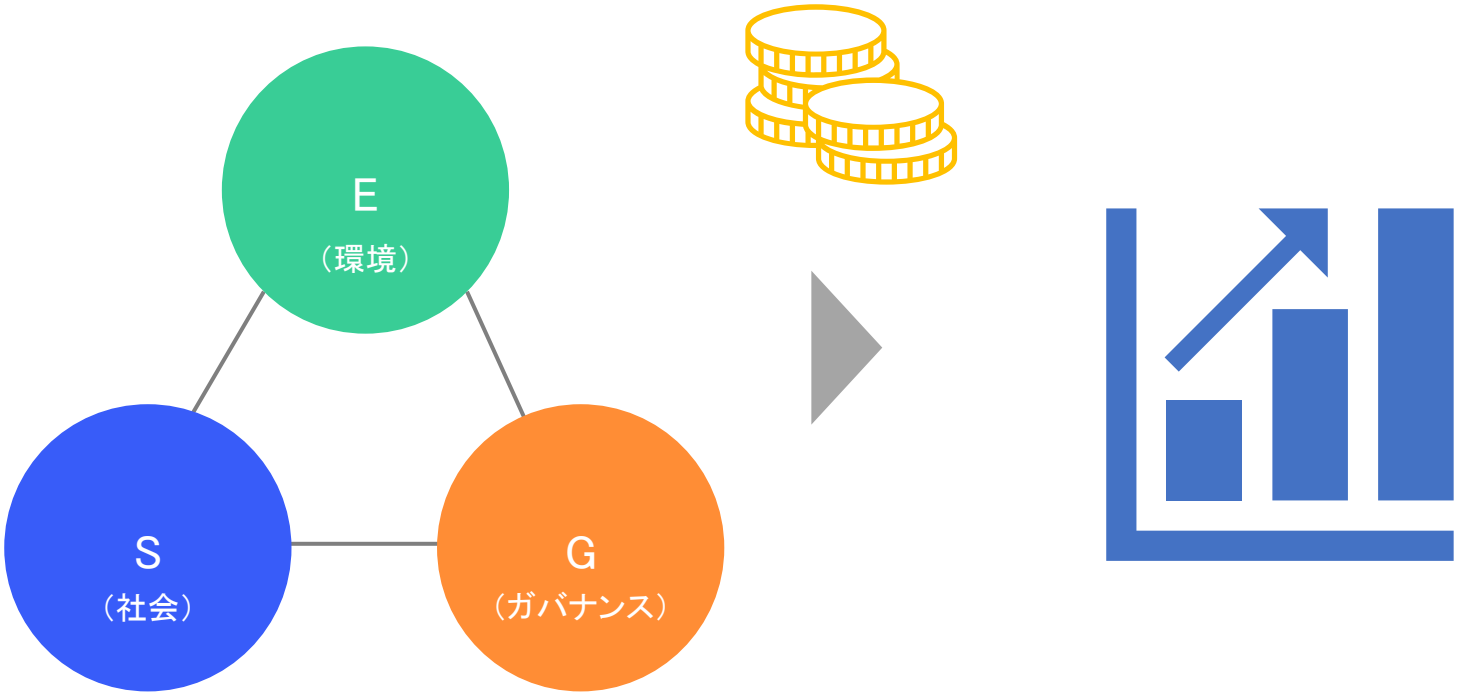

ESGを含めた非財務的要素の考慮

長期的な収益を確保

スチュワードシップ活動

- スチュワードシップ活動とは、機関投資家が投資先企業との対話（エンゲージメント）等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者（組合員等）への中長期的な投資リターンの拡大を図る活動
- 地共連では、運用受託機関を通じた議決権行使・エンゲージメント、運用受託機関の取組状況のモニタリングを実施し、毎年度、スチュワードシップ活動報告書を公表
- 令和６年５月、PRI（責任投資原則）に署名

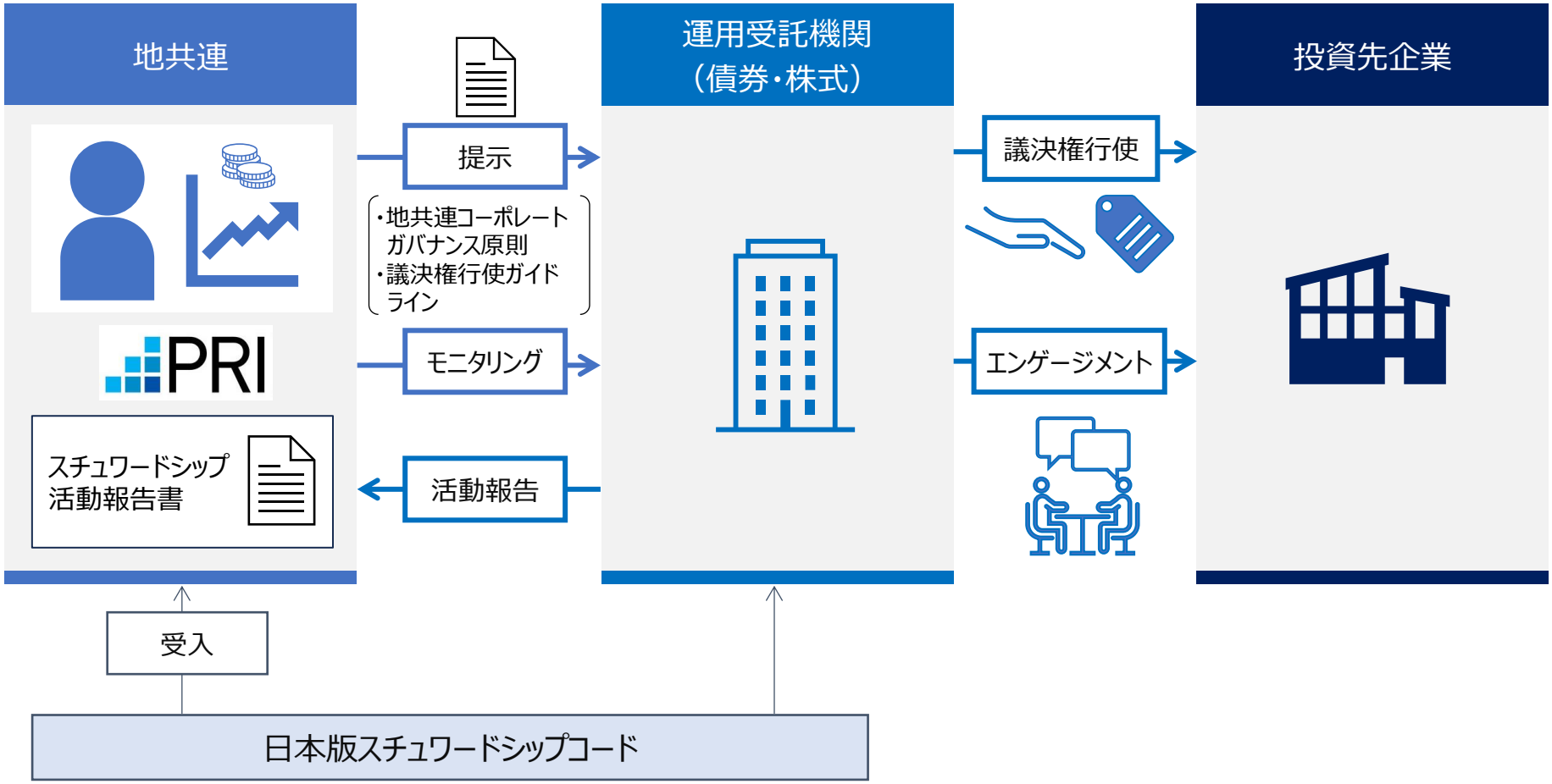

③情報発信の強化

■ 運用報告等の内容をわかりやすく、充実させ、広く一般に、地共連の運用状況等の理解が広まるような情報発信に努める

■ PRIの署名機関となったこと等も契機とし、国内外のアセットオーナーや運用機関とのリレーションを構築

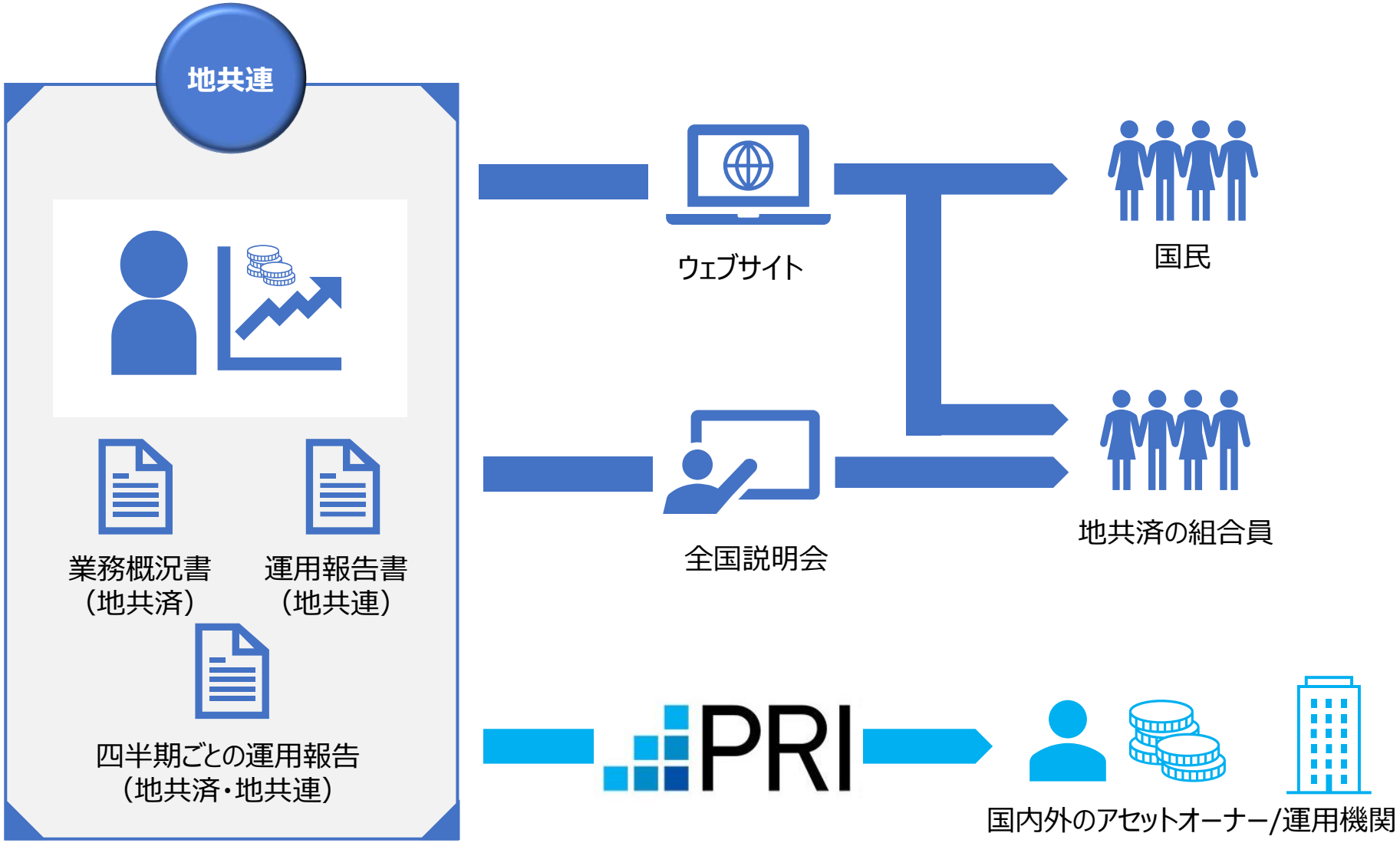

（２）地共済全体の協力・連携の推進

■ 地共連において、各組合等の積立金の運用状況を管理するとともに、必要な情報交換及び連絡調整等を行うことにより、地共済全体で長期的な観点から安全かつ効率的な積立金の運用を行う

■ 地共連は、地共済の各組合等のリスク指標などの分析を行い、安定的な運用に資するよう取り組むとともに、地共連及び地共済の各組合等の運用実務に関する知見・能力の向上に繋がる機会の提供など、地共連と各組合等との連携強化を図る

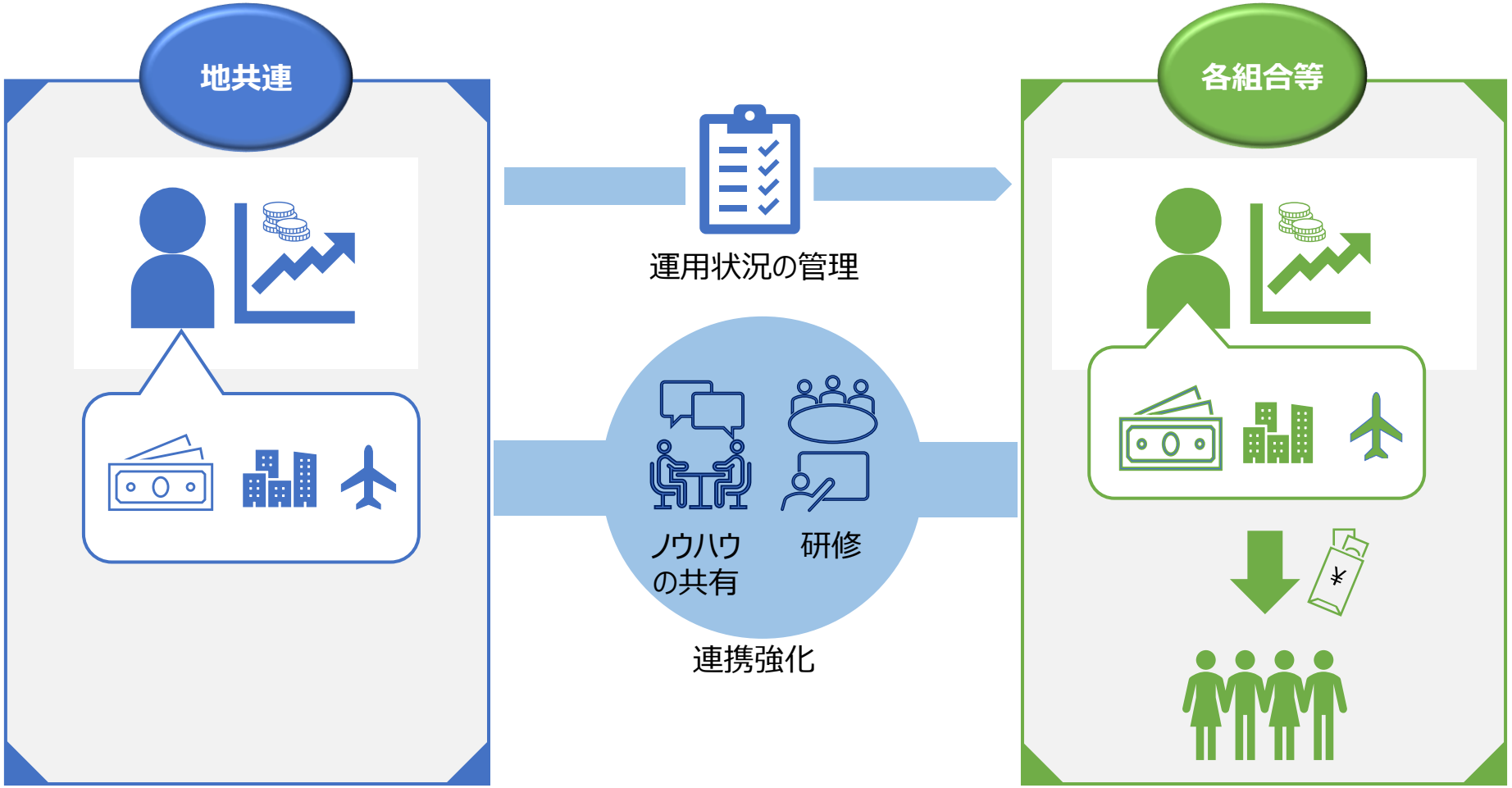

（３）運用力強化の基盤となる組織・人員の体制整備等

■ 社会経済環境の変化に対応し、運用力の強化の基盤となる組織体制を整備

■ 運用力の強化のための適切な人員配置、計画的な人材育成

■ デジタル化による業務執行体制の効率化、コンプライアンスや法務機能の強化

1 運用担当責任者（CIO）の設置

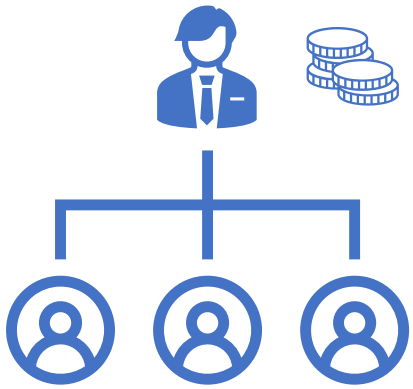

- ✓ 運用の執行において機動的な判断を行う機能を強化
- ✓ CIOの業務
  - ・ポートフォリオの適切な管理
  - ・新興運用業者も含めた優良な運用機関・ファンドの選定・管理等
  - ・地共済の各組合等の運用状況の管理の充実、連携強化 など

2 ESG投資・スチュワードシップ活動の専門部署の創設

- ✓ ESG投資・スチュワードシップ活動など、アセットオーナーに求められる役割の増加
- ✓ PRIへ提出する報告書の作成業務などに対応

3 リスク管理部門の再配置

- ✓ 運用力の強化と合わせて、運用部門から独立したリスク管理部門による運用部門の牽制機能を強化
- ✓ リスク管理担当責任者の設置、リスク管理業務の拡充のための人員の増強

（参考1）地方公務員共済組合制度の概要

地方公務員共済組合は、地方公務員法に基づく公務員制度の一環として、地方公務員を対象として、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金保険）及び福祉事業を総合的に行うことにより、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

地方公務員共済組合

運営審議会・組合会 ← 労使同数で構成

執行機関
短期、長期、福祉の３事業を一体的に運営

監査機関

(1) 短期給付事業

本人及び被扶養者に対する以下の給付

- 療養の給付
- 入院時食事療養費
- 高額療養費
- 出産費（家族出産費）
- 埋葬料
- 傷病手当金

等

(2) 長期給付事業

本人及びその遺族に対する年金

- 厚生年金保険給付
- 退職等年金給付

等

年金積立金の運用

(3) 福祉事業

- 健康診断
- 人間ドック
- 健康相談
- 住宅購入資金等の貸付事業
- 組合員等の保養のための施設経営

等

（参考2）年金運用の目的と地共連の役割

〔年金運用の目的〕
○年金積立金は、組合員・自治体から拠出された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源

⇒年金積立金の運用は、組合員の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金給付の運営の安定に資することを目的として行う

〔年金運用における地共連の役割〕
○地共連は、組合等の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合等をもって組織する連合体（昭和５９年設立）
○年金積立金を運用し、年金給付等に充てる積立金が不足した共済組合等に対し、必要な資金を交付

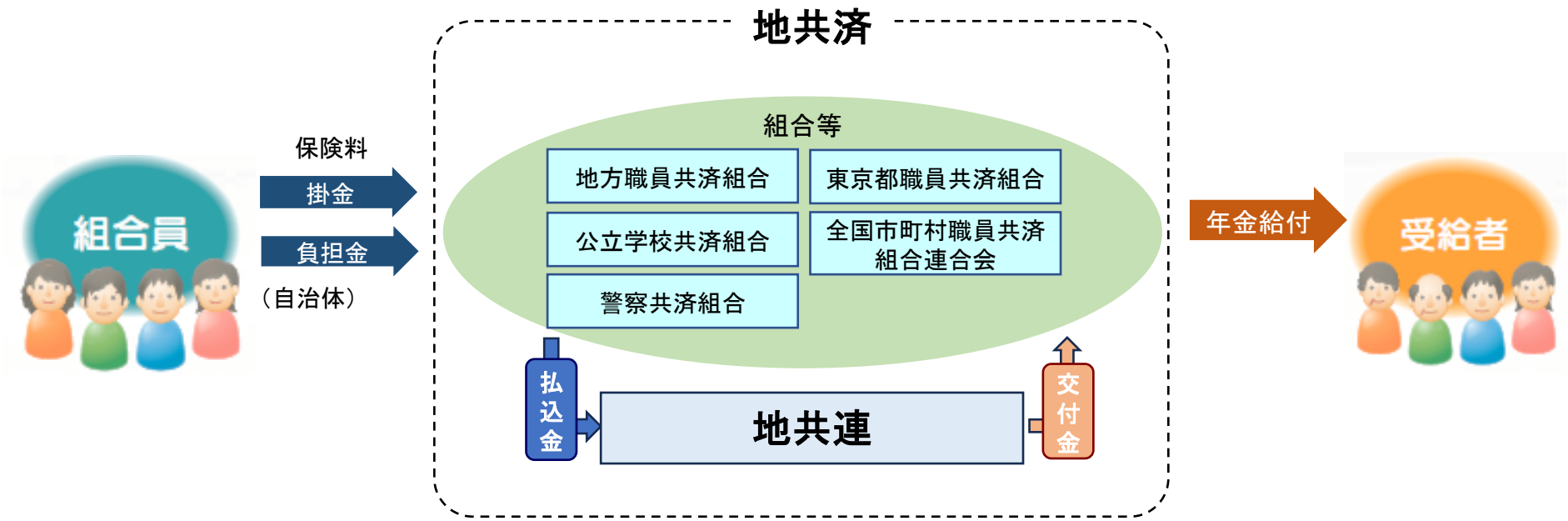

（参考3）公的年金の運用方針とポートフォリオ（厚生年金）

○公的年金の積立金の運用については、法令の規定により、以下のとおり運用方針等を策定。
①主務大臣が共同で「積立金基本指針」を策定
②管理運用主体（ＧＰＩＦ、ＫＫＲ、地共連、私学事業団）が共同で「積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）」を策定
③地共連が、地共済共通の「管理運用の方針」（基本ポートフォリオを含む）を策定
④地共連及び各組合等において「基本方針」（基本ポートフォリオを含む）を策定

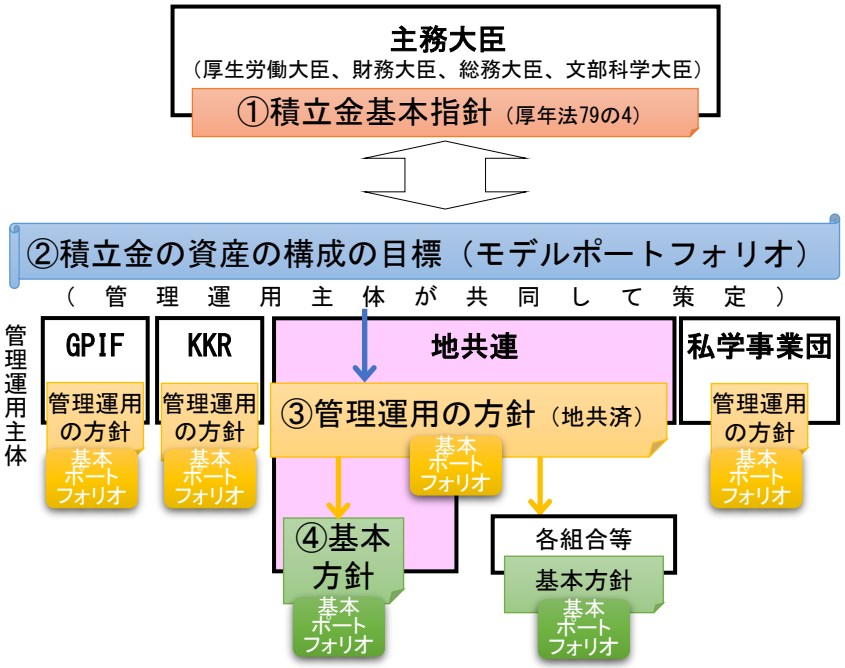

積立金基本指針概要

【積立金の管理及び運用に関する基本的な方針】
○積立金の運用は、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的とする

○必要となる運用利回りを最低限のリスクで確保する

【モデルポートフォリオに関する基本的な事項】
○財政検証の際に示される実質的な運用利回りを確保する資産構成とする

○今後の経済情勢を踏まえたリスク分析を行う　など

【管理運用主体が遵守すべき基本的な事項】
○本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを定める

○分散投資により管理運用を行う

○市場の価格形成や民間の投資行動への影響に配慮する　など